

平成 2 9 年 第 1 回 臨時 会

奈 井 江 町 議 会 臨 時 会 會 議 録

平成 2 9 年 4 月 2 7 日 開 会

平成 2 9 年 4 月 2 7 日 閉 会

奈 井 江 町 議 会

平成29年第1回奈井江町議会臨時会

平成29年4月27日（木曜日）  
午前9時59分開会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 特別報告
- 第 4 議案第1号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第2号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第3号 奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第5号 工事請負契約について【奈井江小学校グラウンド改修工事】
- 第 8 議案第6号 町有財産の取得について【奈井江中学校ICT環境整備】
- 第 9 議案第4号 固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（9人）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	北 良 治
副 町	長	相 澤 公
教 育	長	萬 博 文
会 計 管 理 者		小 澤 克 則
まちづくり参事		碓 井 直 樹
健康ふれあい参事		小 澤 敏 博
くらしと財務課長		馬 場 和 浩
まちなみ課長		大 津 一 由

おもいやり課長	松本正志
ふるさと商工課長	横山誠
ふるさと創生課長	石塚俊也
ふるさと農政課長	辻脇泰弘
町立国保病院事務長	杉野和博
教育委員会事務局長	山崎静
代表監査委員	中野浩二

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	岩口茂
議会庶務係長	東藤美妃代

( 9 時 5 9 分 )

---

## 開会・挨拶

### ●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員 9 名で、定足数に達していますので、平成 2 9 年奈井江町議会第 1 回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、6 番森岡議員、7 番笹木議員を指名します。

---

## 日程第 2 会期の決定について

### ●議長

日程第 2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日 1 日間と決定しました。

---

## 日程第 3 特別行政報告

( 1 0 時 0 0 分 )

### ●議長

日程第 3、特別行政報告を行います。

特別行政報告の申し出が町長よりありますので、許可致します。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第1回臨時会、大変ご苦労さまでございます。

特別徴収開始に係る通知書の未送付につきまして、申し上げたいと思います。

去る4月14日、年金支給の際に、後期高齢者医療保険料および国民健康保険税の引き去りを行いました。被保険者全37名への通知について失念をしておりました。

本件につきましては、昨年度、新たに後期高齢者医療保険に加入になった方、および国保の加入者の一部について、普通徴収をしていましたが、37名の方たちについては、今年度より年金からの特別徴収が可能になりまして、年金機構への引き去り手続きを行っていたものの、本人への通知を失念してしまったことが原因でございます。

37名の町民の皆様、町議会の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことに対して、心からお詫びを申し上げたいと思う次第でございます。

今後、このようなことのないよう、再発防止に努めて参りたいと思いますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

以上で、特別行政報告を終わります。

---

日程第4 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第4、議案第1号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第12号)の専決処分承認を定めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

皆さん、おはようございます。

第1回臨時会のご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは私の方から、議案第1号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第12号)の専決処分承認を定めることについて」ご説明を申し上げます。

議案書の1頁をご覧下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

記と致しまして、専決事項でありまするが、平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第12号)でありまする。

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,543万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,988万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2の専決処分の年月日でありまするが、平成29年3月31日でありまする。

平成29年4月27日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でありまする。

2款地方譲与税13万6千円を追加し4,723万6千円、3款利子割交付金28万6千円を減額し51万4千円、4款配当割交付金135万円を減額し95万円、5款株式等譲渡所得割交付金83万3千円を減額し56万7千円、6款地方消費税交付金666万円を追加し1億1,216万円、7款ゴルフ場利用税交付金39万5千円を減額し530万5千円、8款自動車取得税交付金24万円を追加し784万円、10款地方交付税1,775万8千円を追加し22億9,646万4千円、11款交通安全対策特別交付金25万3千円を追加し50万3千円、17款寄附金522万円を追加し3,687万3千円、18款繰入金1,284万7千円を減額し2億7,601万4千円、20款諸収入88万円を追加し1億9,237万9千円、歳入合計1,543万6千円を追加し49億8,988万9千円とするものでありまする。

次頁の歳出でありまする。

2款総務費1,522万円を追加し3億1,602万5千円、7款商工費21万6千円を追加し1億132万6千円、歳出合計1,543万6千円を追加し49億8,988万9千円とするものでありまする。

今回の予算補正につきましては、地方交付税等の歳入の確定と、28年度中に頂きました、ふるさと応援寄附金の財源充当を主なものと致しまして、3月31日付けでの専決処分を行ったものでありまする。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明を致しまするので、10頁をご覧ください。

総務費総務管理費の地域振興基金では、ご寄付による積立金522万円を追加計上。

3款民生費から、12頁にわたりまする教育費では、平成28年度中に受領致しましたふるさと応援寄附金3,336万3千円につきまして、用途の指定がありました各種事業への財源振り替えを行ってありまする。

11頁をご覧ください。

7款商工費についてであります、本件については、ないえ温泉施設に係る予算補正であります。

3月14日、新ないえ温泉株式会社に係る2回目の債権者集会が開催をされまして、破産債権者に対する配当の説明が行われた後、裁判官から破産手続きの廃止が宣言をされ、これをもって破産手続きが終結となったところでございます。

新ないえ温泉の破産手続きに係る町の代理人業務委託も合わせて終了となりますので、委託料21万6千円の追加計上をしたところでございます。

続きまして、歳入について説明致しますので、6頁をご覧ください。

2款地方譲与税から、8にわたります交通安全対策特別交付金までは、交付金等の金額の確定による予算補正を行ってございます。

8頁中段の17款寄附金で鈴木寛様、ふるさと応援寄附金で鈴木雄也様ほか160名の方々からのご寄附を頂きまして、522万円を追加計上してございます。

繰入金、基金繰入金の地域振興基金繰入金では、ふるさと応援寄附金の各種事業への財源充当のために3,336万3千円を繰り入れを計上してございます。

諸収入の雑入におきましては、ないえ温泉施設の保全費用に係る町の立て替え分につきまして、破産管財人からの支払いがありましたので、88万円を追加計上してございます。

以上におけます歳入歳出の差5,621万円については、10頁の中段に記載をしておりますが、役場庁舎整備基金に1千万円の積立てを行ったほか、財政調整基金繰入金を4,621万円減額計上をし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしく、ご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

---

日程第5 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時10分)

●議長

日程第5、議案第2号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の13頁をご覧ください。

議案第2号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,577万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,371万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年4月27日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入からご説明を申し上げます。

1 2款分担金及び負担金5万4千円を追加し2,458万2千円、15款道支出金3億780万円を追加し6億8,813万5千円、18款繰入金11万9千円を追加し3億3,013万1千円、21款町債3億780万円を追加し7億4,930万円、歳入合計6億1,577万3千円を追加し57億2,371万9千円であります。

続きまして、歳出について説明を致します。

3款民生費11万9千円を追加し9億82万円、6款農林水産業費6億1,565万4千円を追加し8億7,239万1千円、歳出合計は6億1,577万3千円、歳出合計で57億2,371万9千円であります。



第2表、地方債補正であります。

追加としてご提案をさせて頂いております。

起債の目的であります。米穀乾燥調製貯蔵施設整備事業の増設工事であります。

当初はありませんでしたが、3億780万円を追加するものでございます。

起債の方法は、普通貸借または証券発行で、利率については4.0%以内とし、利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率によるものと致します。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによります。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするとしております。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出より説明致します。

18頁をご覧下さい。

民生費の高齢者対策費では、奈井江町地域包括ケア推進委員会の設置に伴う委員報酬11万9千円を追加計上。

6款農林水産業費の農業振興費では、米穀乾燥調製貯蔵施設、いわゆるライスターミナルでございますが、品質管理の向上等、産地ブランド化の推進のため、粃貯蔵サイロ、乾燥機、粃摺り機の増設など、6億1,565万4千円の追加計上をしております。

続いて、歳入について説明を致します。

17頁をご覧下さい。

12款分担金および負担金の農林水産業費負担金では、ライスターミナルの増設工事に伴う確認申請手数料等に係るJA、農協の負担分として5万4千円を追加計上。

15款道支出金の農林水産業費道補助金、また13款の過疎債におきましては、ライスターミナルの整備事業に係りまして、それぞれ3億780万円の追加計上をしております。

以上におけます歳入歳出の差11万9千円につきましては、財政調整基金繰入金を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第6、議案第3号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の20頁をご覧ください。

議案第3号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」

平成29年4月27日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正致そうとするものでございますが、詳細につきましては、担当課長より説明を致しますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

改めまして、第1回臨時会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第3号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明をさせていただきます。

臨時会資料1頁、資料1の町税条例等の主な改正概要をご覧頂きたいと思ひます。

今回の改正は、平成29年度の地方税制の改正に伴ひまして、町税条例、都市計画税条例を改正するものであります。

主な改正点につきましてご説明させていただきますが、1つ目の「個人町民税関係」、1つ目の丸、「特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の所得割の課税標準の算定」につきましては、町税条例第33条の所得割の課税標準を、法律改正にあわせて改正するものでございます。

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得及び、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例につきましては、提出された町民税申告書、又は確定申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定することを明確化したものでございます。

町税条例第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除につきましては、町税条例第33条の改正に伴ひます所要の規定の整備をするものでございます。

次に、2つ目の丸、「肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例を延長する」ことにつきましては、附則第8条におきまして、適用期限を平成30年度から平成33年度まで、現行の仕組みを3年間延長するものでございます。

次に、2の「法人町民税」「法人町民税の申告納付」につきましては、町税条例第48条において、「法人の町民税に係る不足税額の納付の手續」につきましては、町税条例第50条において、それぞれ延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を法律改正にあわせて改正するものでございます。

延滞金の見直しと致しまして、法人町民税において、「当初申告書」が提出されており、納付すべき税額を「減額更正」があった後に、「増額更正」があったときに限り、当初の申告額に達するまでの部分については、延滞金の計算期間から控除するものでございます。

次に、3の「固定資産税・都市計画税関係」、1つ目の丸、「児童福祉法に規定する事業所内保育事業の業務目的施設」をはじめ、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の用に供する家屋、「都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地」につきまして、町税条例第61条の2、附則第10条の2において、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を法規定の新設にあわせて改正するものでございます。

特例措置につきましては、地域の実情を反映させることができるようになりましたが、当町につきましては、国の参酌基準により課税標準を価格に、固定資産税及び都市計画税については、児童福祉法関連で、課税標準を最初の5年間適用されるものもありまして、それぞれ2分の1を参酌した割合とし、市民緑地の用に供する土地につきましては、最初の3年間適用され、価格に3分の2を参酌した額とし、平成31年3月31日まで措置をされたものが対象となるものでございます。

2つ目の丸、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」につきましては、附則第10条の3において、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書につ

いて、法規定の改正にあわせて改正するものでございます。

次に、4の「軽自動車税関係」、1つ目の丸につきましては、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、平成27年度に創設されました、いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（税率の軽減）」について、適用期限を2年延長するものでございます。

附則第16条において、平成29年度及び平成30年度に、初回車両番号の指定を受けた、3輪以上の軽自動車について、初年度に限り、軽自動車税の軽減を講じるものでございます。

軽減率につきましては、表に記載の「電気自動車及び天然ガス自動車」が、概ね75%の軽減、エネルギー消費効率が平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いものが、概ね50%の軽減、エネルギー消費効率が平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものが、概ね25%の軽減となっております。

2つ目の丸につきましては、自動車製作者等の不正行為に起因し軽自動車税の納付不足が発生した場合の対応につきまして、国税における制度の取り扱い等を踏まえ、所要の措置を講ずるため、附則第16条の2において、「軽自動車税の賦課徴収の特例」を定めるものでございます。

次に、資料の2頁目をお開き願います。

5の「国民健康保険税」につきましては、1つ目の丸、町税条例第142条における、「課税限度額の引上げ」についてですが、国では、被用者保険の仕組みとのバランスを図るために、平成26年度から平成28年度の3年連続で、課税限度額の引き上げを行ったところでございますが、当町では、加入世帯の負担軽減を図るため、対象世帯の影響を踏まえ、1年遅れで段階的に改正を行ってきたところでございます。

今年度につきましては、平成28年度の基準にあわせ、基礎課税額「2万円」、後期高齢者支援金等課税額「2万円」、合計「4万円」増の89万円に引き上げを行い、国の基準に合わせるものでございます。

また、2つ目の丸、町税条例第149条の2中において、「軽減対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ」につきましては、国民健康保険法施行令の改正によりまして、低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる「世帯の軽減判定所得」につきまして、経済動向等を踏まえ見直しされるものでございます。

低所得者に対する軽減措置の拡充は、平成28年度の税制改革においても行われましたが、今年度も、5割軽減と2割軽減の双方について、加算額の引き上げを行い、低所得者に対する負担軽減対策の拡充を図るものでございます。

具体的には、国民健康保険料（税）の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者の数に乗ずるべき金額を「26万5千円」から「27万円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者の数に乗ずるべき金額を「48万円」から「49万円」に、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、改正条例の附則では、施行期日と致しまして、軽自動車税の賦課、税率の特例など、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用すること

を規定しているものでございます。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点について、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第7、議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時26分)

●議長

日程第7、議案第5号「工事請負契約について【奈井江小学校グラウンド改修工事】」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の36頁をお開き下さい。

議案第5号「工事請負契約について」

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成29年4月27日提出、奈井江町長。

1つ目の契約の目的でございますが、奈井江小学校グラウンド改修工事。

契約の方法は、指名競争入札。

契約の金額が、5,454万円であります。

契約の相手方につきましては、空知郡奈井江町字奈井江町171番地30、株式会社高橋組内にあります、高橋・古屋・鈴由経常建設共同企業体であり、入札の概要については、次頁の執行調書をご覧を頂きたいと存じます。

以上、議案第5号について、説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第8、議案第6号「町有財産の取得について【奈井江中学校ICT環境整備】」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の38頁をご覧ください。

議案第6号「町有財産の取得について」

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号、及び奈井江町財産及び契約に関する条例第3条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成29年4月27日提出、奈井江町長。

取得する財産であります、タブレット型端末であります奈井江中学校のICT環境整備であります。

契約の方法は、指名競争入札。

契約の金額が750万6千円であります。

契約の相手方は、空知郡奈井江町字奈井江18番地、有限会社ノース・エコプランであります。

入札の概要については、次頁の執行調書をご覧ください。

以上、議案第6号について、説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第9、議案第4号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

(馬場和浩氏 退席)

●議長

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案第4号でございますが、固定資産評価員の選任について同意を求めることについてでございますが、小澤克則氏が、平成29年3月31日付けをもちまして退職しましたので、後任に、馬場和浩氏を選任致したく、地方税法第404条第2項の規定により、町議会の同意を求めるところでございます。

平成29年4月27日提出。

次頁には、履歴が載っておりますので、ご同意の程、よろしくお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。



(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩致します。

(休憩) (馬場和浩氏 入場)

---

閉会

●議長

会議を再開します。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成29年奈井江町議会第1回臨時会を閉会します。

大変にご苦労さまでした。

---

(10時33分)